

## 柴田町造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植をいう。以下同じ。）により、移植前に接種した予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）の予防効果が期待できないと医師に判断された者が、任意で再度の予防接種（以下「再接種」という。）を受ける場合に要する費用について、予算の範囲内において、柴田町造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成金（以下「助成金」という。）を助成することに関し、柴田町補助金等交付規則（平成8年柴田町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる再接種)

第2条 助成の対象となる再接種は、次に掲げる要件を全て満たしたものとする。

- (1) 法第2条第2項で定められた疾病（同項第7号の結核を除く。）に係る定期予防接種で、別表に掲げる再接種の種類であること。
- (2) 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）の規定に基づき、適切に接種されたものであること。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たした者とする。

- (1) 再接種を受ける日において、柴田町に住所を有する20歳未満の者
- (2) 造血幹細胞移植によって、移植前に接種した対象となる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者
- (3) 令和4年4月1日以後に再接種を受ける者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成金の交付を受けようとする対象者又はその保護者（親権を行う者又は未成年後見人その他の者で、対象者を現に監護する者をいう。）（以下「申請者」という。）が、当該再接種に実際に要した費用又は別表に掲げる再接種の種類に応じた交付上限額のいずれか低い方の金額とする。

(助成申請)

第5条 助成金の助成を受けようとする申請者は、柴田町造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 造血幹細胞移植によるワクチン再接種に係る意見書（別添）
- (2) 接種済の予防接種の記録が確認できるものの写し（母子健康手帳等）

(助成決定等)

第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することを決定したときは、柴田町造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成金助成決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。また、助成しないことを決定したときは、柴田町造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成金助成不決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(接種の実施)

第7条 前条に規定する決定通知書を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、決定通知書に記載された予防接種を助成の対象として再接種することができる。

2 前項の規定により再接種を受けた交付決定者は、当該再接種を実施した医療機関にその要した費用の全額を支払うものとする。

(実施報告兼請求書)

第8条 交付決定者は、前条第1項の再接種の接種日から1年以内に柴田町造血幹細胞移植後ワクチン再接種実施報告書兼請求書（様式第4号。以下「実績報告書兼請求書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 医療機関が発行する領収書と医療費明細書の写し
- (2) 再接種を受けたことが確認できる書類の写し（予防接種済証又は母子健康手帳等）
- (3) 助成金の振込先口座が確認できる通帳等の写し

(助成金額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により実績報告書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額の確定を行い、柴田町造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成金確定通知書（様式第5号。以下「確定通知書」という。）により、通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により確定通知書を通知したときは、交付決定者が指定する金融機関に口座振替の方法により助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 町長は、申請書等の虚偽の記載その他不正行為により助成金の交付を受けた者に対し、当該費用助成をすることとした決定の全部又は一部を取り消し、助成した額の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、助成の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表（第2条、第5条関係）

予防接種の種類	交付上限額
ロタウイルス（1価）	15,268円
ロタウイルス（5価）	10,538円
B型肝炎	6,985円
ヒブ	10,110円
小児用肺炎球菌	12,595円
5種混合	20,812円
4種混合	11,825円
3種混合	6,105円
ジフテリア及び破傷風 第2期	5,280円
不活化ポリオ	10,670円
麻しん風しん混合（1期又は2期）	10,725円
麻しん	7,788円
風しん	7,788円
水痘	9,405円
日本脳炎（1期）	8,250円
日本脳炎（2期）	7,425円
HPV（2価又は4価）	17,050円
HPV（9価）	28,600円